

十日町市との境界の確定について

十日町市との境界について、令和7年10月2日の最高裁判所の決定により湯沢町の主張が全面的に認められ、同年12月9日の総務省告示第391号「市町の境界の確定」により境界が確定しました。

長年にわたる懸案事項であり、自治体の根幹である境界が定まつたことについて大変うれしく思います。

平成2年に旧中里村との協議を開始し、一時は協議中断の時期もありました

が、旧中里村が合併により十日町市となつた後も協議を重ねてまいりました。しかし、一向に協議が進展しないことから、湯沢町は令和元年5月23日に新潟県知事に調停申請書を提出、同年7月5日に新潟県知事から「調停に適さない」との通知を受け、令和2年4月27日に新潟湯沢町の主張線（B→A）が認められ、

境界の全体図



境界問題の経緯

平成2年11月	境界確認のため中里村と協議開始
平成17年4月1日	旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町が合併
令和元年5月23日	湯沢町が新潟県知事に調停申請書を提出
令和元年7月5日	調停申請について県知事が調停に適さないと認め通知
令和2年4月27日	湯沢町が新潟地裁に提訴
令和5年6月5日	第1審（新潟地裁）判決 ①境界未定地（A点以南：高津倉山～高石山側） ……十日町市主張線（A点～E点）採用 ②境界修正地（A点以北：高津倉山～ガーラ湯沢側） ……湯沢町主張線（E点～A点）採用
令和5年6月16日	湯沢町：東京高等裁判所へ控訴状提出 ①境界未定地（A点以南：高津倉山～高石山側）
同日	十日町市：東京高等裁判所へ控訴状提出 ②境界修正地（A点以北：高津倉山～ガーラ湯沢側）
令和7年2月6日	控訴審（東京高裁）判決 ①②とも湯沢町主張線（E点～A点～C点）を採用
令和7年4月8日	十日町市：東京高等裁判所へ訴状提出 (高裁を経由し最高裁へ)
令和7年10月2日	最高裁 上告の棄却と上告審としての不受理を決定 東京高裁判決が確定（湯沢町の主張が全面的に認められる）
令和7年12月9日	総務省告示第391号「市町の境界の確定」

南側は十日町市の主張線（A→E）が認められました。湯沢町、十日町市双方がこの判決を不服として、同年6月16日に東京高等裁判所へ訴状を提出しました。

令和7年2月6日の判決では、全面的に湯沢町の主張線（B→A→C）が認められました。十日町市がこの判決を不服として、同年4月8日に東京高等裁判所へ訴状を提出（高裁を経由し最高裁へ）、同年10月2日の最高裁判所による、上告

の棄却と上告審としての不受理の決定により、東京高等裁判所の判決どおり、湯沢町の主張線（B→A→C）で境界が決まりました。

最後になりますが、平成2年の協議開始から35年が経過しました。この問題の解決のため、これまで多くの方からご協力いただきました。皆さまに感謝を申し上げます。